

## 吹田市社会福祉審議会の概要

令和2年11月1日現在

1 名称	吹田市社会福祉審議会(令和2年4月設置)
2 設置根拠	社会福祉法(以下「法」という。)第7条第1項の規定により、都道府県並びに政令市及び中核市に設置が義務付けられている。
3 目的等	社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、市長の諮問に対して答申を行い、又は関係行政機関への意見を具申することを目的としている。
4 所掌事項	(1) 社会福祉に関する事項(法第7条第1項) (2) 児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項(法第12条第1項) ※法による特例として、市は条例で定めるところにより、審議会に児童福祉及び精神障がい者福祉に関する事項を調査審議させることができるとされている。本市では、当該事項を調査審議するため「吹田市社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例」を制定。
5 組織	社会福祉審議会の会議は、全体会とする。また、所掌事項は福祉行政の多岐にわたるため、各分野において <u>地域の実情を踏まえるとともに、専門的な見地から調査審議するため「専門分科会」を置く。</u> また、身体障害者福祉専門分科会においては「審査部会」を置く。
6 委員数	(1)全体会(審議会の委員長及び副委員長並びに専門分科会の会長及び副会長並びに委員長が指名する委員19人以内) (2)民生委員審査専門分科会(委員長が指名する委員等5人以内) (3)身体障害者福祉専門分科会 (委員長が指名する委員等20人以内) (4)児童福祉専門分科会(市長が指名する委員等5人以内) (5)地域福祉計画推進専門分科会(市長が指名する委員等10人以内) (6)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会 (市長が指名する委員等17人以内) (7)障がい者施策推進専門分科会(市長が指名する委員等14人以内)
7 任期	3年(設置年のみ2年3カ月とし、R2.4~R4.6) ただし、補欠の場合は前任者の残任期間

<p>8 専門分科会 (調査事項)</p>	<p>(1)民生委員審査専門分科会【非公開】 (民生委員の適否の審査に関する事項)</p> <p>(2)身体障害者福祉専門分科会【非公開】 (身体障がい者福祉に関する事項)</p> <p>※審査部会は①身体障がい者の障がい程度の審査に関する調査審議、 ②育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定並びに身体障害者福祉法第15条第1項に指定する医師の指定及び指定の取消しに関する</p> <p>(3)児童福祉専門分科会【非公開】 (児童福祉に関する事項)</p> <p>(4)地域福祉計画推進専門分科会【公開】 (地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項)</p> <p>(5)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会【公開】 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及びその推進並びに地域包括ケアシステムの構築に関する事項)</p> <p>(6)障がい者施策推進専門分科会【公開】 (障がい者の福祉施策に係る計画の策定その他障がい者の福祉施策の推進に関する事項)</p> <p>※各専門分科会の調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。</p>	
<p>9 令和2年度の 調査審議 状況</p>	<p>全体会 (書面開催)</p> <p>民生委員審査専門分科会</p> <p>身体障害者福祉専門分科会 (審査部会)</p> <p>児童福祉専門分科会</p> <p>地域福祉計画推進専門分科会</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進 専門分科会</p> <p>障がい者施策推進専門分科会</p>	<p>R2.11月</p> <p>未開催</p> <p>審査数 53件 (R2.4～9月)</p> <p>未開催</p> <p>R2.8.31</p> <p>R2.7.31 R2.10.2</p> <p>R2.8.18</p>